

アメリカ合衆国憲法の修正条項

松浦 純子

1月の書こう会でXさんが「トランプは憲法を改正して3選を考えているのかもしれない」と言うと、Yさんが「アメリカの憲法は1800年代までしか改正されてない」と発言された。違うのでは？ と思い、帰宅して調べた。何と第二次大戦後に6回も改正され、最も新しいのは1992年であった。

さて、トランプの大統領就任から数日後のアメリカ連邦議会では、来年の選挙を意識した共和党のある下院議員が大統領3選を可能にする憲法修正決議案を提出した。大統領はこの発言に気を良くしたのか、「3期、4期務められれば人生最大の栄誉だ」とまでご発言。アメリカの憲法改正は日本よりハードルが高いが、時代錯誤の「朕は国家なり」的な言動が目立ち、しかもホワイトハウスが出した国王気取りの写真を見ると改憲せずに突き進むのではと気になる。

アメリカ合衆国憲法の修正条項を読むとその時代の特徴が見えてくる。合衆国憲法は1787年に制定され、人民主権を基礎とした共和政、中央政府の権限を強化した連邦主義、権力の乱用を避ける三権分立を特色としている。今回トランプが出した大統領令のいくつかは修正条項に抵触する。それを意識して見て欲しい。

憲法が制定されて早くも4年後に10項目の修正条項が採択された。信教・言論・出版・集会の自由、政府への請願権をそれぞれ承認することが修正第1条に書かれている。南北戦争中の1863年に奴隷解放宣言が出され、戦後の65年に修正第13条で奴隷制が廃止された。68年には合衆国で生まれた者は合衆国の市民であるという修正第14条。70年には修正第15条で選挙権が拡大し、初の黒人上院議員が当選した。

第一次大戦後の1920年には修正第19条で女性参政権が成立。第二次大戦後の51年には修正第22条で大統領の3選禁止。これはワシントン以来の慣例を憲法にしたものだが、修正時に大統領だったトルーマンの前任F.ローズヴェルトの4選が影響を与えたのであろう。

67年制定の修正第25条によると、大統領が免職、死亡、辞任の場合は副大統領が大統領となる。ケネディはこの修正条項制定より前の63年に暗殺され、ジョンソンが即日副大統領から昇格した。これも慣例だったのだろう。74年にニクソンが辞任してフォードが大統領に昇格したことが修正第25条の最初の適用例だった、など修正と時代を併せて考えるとおもしろい。